

宮崎県高齢者保健福祉計画（案）の概要

I 総論

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

市町村が行う介護保険事業における保険給付の円滑な実施を支援するとともに、超高齢社会をめぐる課題等に対して、県が目指す基本目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の方向性を明らかにするもの。

(2) 計画の位置づけ

- 老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画
- 介護保険法に基づく介護保険事業支援計画
- 認知症施策推進大綱を踏まえ策定する認知症施策推進計画
- 宮崎県総合計画の部門別計画

(3) 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の3年間

(4) 市町村計画との関係

県計画は、介護保険の保険者である市町村の介護保険事業計画を十分に尊重しつつ、広域的な観点から、介護サービスの円滑な提供を図るために必要な体制整備について定めるもの。

(5) 医療計画との整合性

病床機能の分化・連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一体的に行うため、「宮崎県医療計画」との整合性の確保を図っていく。

2 基本目標、施策の体系

現計画中に推進してきた5つの施策の柱を継続して実施するとともに、医療・介護連携の強化、介護現場の生産性向上の推進の新たな視点を踏まえ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指す。

基本目標

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、助け合いながら、安心して自分らしく暮らし続けられる社会づくりをめざして
～地域包括ケアシステムの更なる深化・推進～

1. 高齢者が活躍する社会の推進

2. 地域包括ケアシステムの体制整備

3. 認知症施策の総合的な推進

4. 介護サービス基盤の充実

5. 介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上の推進

II 各論

1章 高齢者が活躍する社会の推進

- 1 高齢者の社会参加の促進と生きがいづくりの支援
 - ・ 高齢者の多様な社会参加の支援
 - ・ 老人クラブ活動の支援
- 2 生涯学習、生涯スポーツの支援
- 3 就業の促進
 - ・ 関係機関と連携した就業機会の確保・提供

2章 地域包括ケアシステムの体制整備

- 1 地域包括支援センター・地域ケア会議への支援
 - ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む市町村への支援
- 2 介護予防・健康づくりの推進
- 3 医療と介護の連携
 - ・ 医療・介護サービス提供のための入退院調整ルールの運用改善
 - ・ 在宅医療の積極的役割を担う医療機関・拠点の設定
 - ・ 地域におけるリハビリテーション提供体制の構築
 - ・ 在宅医療を支える人材の育成・確保
- 4 生活支援の体制整備
- 5 快適に暮らせる住まいとまちづくり

3章 認知症施策の総合的な推進

- 1 普及啓発・本人発信支援
 - ・ 認知症に関する理解、相談先の周知
- 2 予防
- 3 医療・介護
- 4 認知症の人と家族を支えるための地域支援体制の整備
 - ・ 地域のネットワーク構築、認知症バリアフリー手引きの周知
- 5 若年性認知症の人への支援

4章 介護サービス基盤の充実

- 1 介護サービス基盤の整備
 - ・ 居宅、地域密着型、施設サービスの充実
- 2 介護サービスに係る相談・情報提供体制の充実
- 3 介護給付適正化の推進
- 4 災害や感染症への備え・介護現場の安全性の確保等
 - ・ 安全な介護サービスを提供するための事業者に対する指導や情報提供

5章 介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上の推進

- 1 総合的な介護人材確保対策
 - ・ 介護の魅力発信やイメージ向上のための情報発信
 - ・ 外国人材の受入促進のための環境整備等
 - ・ 介護現場のハラスメント防止周知
 - ・ 市町村の介護人材確保等に向けた取組支援
- 2 介護現場における生産性向上の推進
 - ・ 生産性向上に向けた取組について包括的に相談に応じ助言を行う相談体制の構築
 - ・ 優良事例の横展開
 - ・ 介護ロボット・ICTの導入促進

6章 計画の推進

- 1 県の推進体制
 - ・ 「宮崎県高齢者対策推進会議」を推進母体として総合的かつ効果的に推進
- 2 関係機関・団体等との連携
- 3 進行管理と評価
 - ・ 数値目標を用いて、毎年度、計画の進捗を点検、評価

主な数値目標

取組目標	現況	目標
地域ケア会議で、個別事例に留まらず域内全体の課題解決に取り組む市町村数（※なお、個別事例の検討は、県内全ての市町村の地域ケア会議で実施している。）	0市町村 (令和4年度末)	3市町村 (令和8年度末)
介護職員数	22,101人 (令和4年度)	24,308人 (令和8年度)
介護ロボット又はICTを導入している介護保険施設の割合	80.6% (令和5年度)	100% (令和8年度末)